

ご利用明細ネット切替サービス利用規定の主な改定箇所

	現在	2016年1月12日～
第3条（ご利用明細ネット切替サービス）		<p>2. サービス利用者は、ご請求お知らせメールを受け取った場合には、直ちに当該メールにおいて指定されたWEBサイトにアクセスして、ご利用明細照会（確定）ページを閲覧し、内容を確認するものとします。なお、サービス利用者は、ご請求お知らせメールを受信したか否かにかかわらず、Net Branch 上でご利用代金請求書の記載内容を閲覧することができます。</p>
第5条（ご請求お知らせメール）	<p>1. 当社は、サービス利用者のカード利用代金に係るご利用代金の請求内容が確定した場合、「ご請求お知らせメール」を Net Branch に登録された E-mail アドレスのうちサービス利用者が指定した E-mail アドレス宛に送信します。</p>	<p>1. 当社は、サービス利用者のカード利用代金に係るご利用代金の請求内容が確定した場合、「ご請求お知らせメール」を Net Branch に登録された E-mail アドレスのうちサービス利用者が指定した E-mail アドレス宛に送信します。ただし、E-mail アドレスが登録されていない、「ご請求お知らせメール」の送信先が指定されていない、その他、当社が「ご請求お知らせメール」の送信を不適当と判断した場合は「ご請求お知らせメール」を送信しないものとします。</p>
	<p>2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の場合には、「ご請求お知らせメール」の送信に代えて、サービス利用者に対して案内ハガキを郵送します。</p> <p>(1) Net Branch に E-mail アドレスの登録をしてい</p>	<p>2. 前項の定めにかかわらず、当社が案内ハガキの郵送を必要と判断する場合には、「ご請求お知らせメール」の送信に代えて、サービス利用者に対して案内ハガキを郵送します。</p>

	<p>ない場合、または、前項の E-mail アドレスの指定がない場合</p> <p>(2) ご請求お知らせメールを送信したにもかかわらず、当該メールがサービス利用者に受信されていないと当社が認識した場合</p>	
	/	<p>4. 当社は、「ご請求お知らせメール」の送信手続の完了をもって第 1 項の手続が完了したものとします。ただし、サービス利用者は、「ご請求お知らせメール」の受信の有無に関わらず、第 3 条第 1 項に定める方法によりご利用代金請求書の内容の提供を受けることができるものとします。</p>
	/	<p>5. サービス利用者は、Net Branch において「ご請求お知らせメール」が未着であると確認した場合は、遅滞なく登録されている E-mail アドレスを確認し、必要に応じて変更の手続きを行うものとします。</p>
<p>第 6 条 (免責)</p>	<p>1. サービス利用者は、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合その他やむを得ない事由により、本サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。</p>	<p>1. 当社は、当社の責に起因しない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等に関して生じた事由により、本サービスが遅延または利用できない場合、そのために生じる不利益、損害について、一切責任を負わないものとします。</p>
	<p>2. 当社は、当社の責に起因する場合を除き、本サービスの利用に関してサービス利用者に生じる不利益、損害については一切責任を負わないものとしま</p>	<p>2. 「ご請求お知らせメール」を受信できないことにより、サービス利用者または第三者に対して損害が発生した場合、当社は一切責任を負わないものとします。</p>

	す。	
第9条 (本規定の変更)	第9条 (本規定・本サービスの変更・中断・終了等)	第9条 (本規定の変更)
		1. 当社は、三菱UFJニコスWEBサイトに掲載して公表する方法、またはE-mailの送付により通知する方法その他当社が適当と判断する方法により本規定を変更することができるものとします。
		2. 本規定の変更の効力は、前項の掲載がなされてから1カ月が経過した時点、またはE-mailによる通知が到達した時点で生じるものとします。
	1. 当社は、事前の予告なしに、本規定及び本サービスについて変更、中断、終了することができるものとします。この場合、その旨をホームページ上で告知等するものとします。	3. 当社は、事前の予告なしに本サービスの提供を中断し、又は終了することができるものとします。